本則中「第二十六条の二十八の五第十三項」を「第二十六条の二十八の五第十七項」に、「第四十一条の十九の三第八項第一号」を「第四十一条の十九の三第十一項第一号」に改め、6中「第二十一条第二号」を「第十五条第二号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○経済産業省国土交通省告示第五号

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第四項の規定に基づき、平成二十一年経済産業省国土交通省告示第四号（租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の五第七項の規定に基づき、国土交通大臣又は経済産業大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

国土交通大臣　石井　啓一

第一号中「同条第八項第一号」を「同条第十一項第一号」に、「次の表の上欄に掲げる工事の種別及び地域区分（エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第一号）別表第4に掲げる地域区分をいう。）に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、一般断熱改修工事等を行った家屋の床面積の合計を乗じて得た金額」を「次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める金額」に改め、「当該上欄に掲げる」を削り、同号の表を削り、同号に次のイ及びロを加える。

イ　平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号（このイ及びロにおいて単に「告示」という。）第一項第一号に定める工事を行った場合　次の表の上欄に掲げる工事の種別及び地域区分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号）別表第10に掲げる地域の区分をいう。ロにおいて同じ。）に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、一般断熱改修工事等を行った家屋の床面積の合計を乗じて得た金額

工事の種別及び地域区分	単位当たりの金額
告示第一項第一号アに規定する全ての窓の断熱性を高める工事及び同号イに規定する全ての窓の日射遮蔽性を高める工事のうち、ガラスの交換（1から8地域まで）	床面積一平方メートルにつき六千四百円
告示第一項第一号アに規定する全ての窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設又は交換（1、2及び3地域）	床面積一平方メートルにつき一万千八百円
告示第一項第一号アに規定する全ての窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設（4、5、6及び7地域）	床面積一平方メートルにつき七千七百円
告示第一項第一号アに規定する全ての窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（1、2、3及び4地域）	床面積一平方メートルにつき一万八千九百円

ロ　告示第一項第二号に定める工事を行った場合　次の表の上欄に掲げる工事の種別及び地域区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額に、一般断熱改修工事等を行った家屋の床面積の合計及び同表の下欄に定める割合を乗じて得た金額

工事の種別及び地域区分	単位当たりの金額	割合
告示第一項第二号アに規定する窓の断熱性を高める工事及び同号イに規定する窓の日射遮蔽性を高める工事のうち、ガラスの交換（1から8地域まで）	床面積一平方メートルにつき六千四百円	居室の外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。この欄において同じ。）のうち上欄に掲げる工事を行ったものの面積の合計を、全ての居室の外気に接する全ての窓の面積の合計で除した割合
告示第一項第二号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設又は交換（1、2及び3地域）	床面積一平方メートルにつき一万千八百円	
告示第一項第二号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、内窓の新設（4、5、6及び7地域）	床面積一平方メートルにつき七千七百円	
告示第一項第二号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（1、2、3及び4地域）	床面積一平方メートルにつき一万八千九百円	
告示第一項第二号アに規定する窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（5、6及び7地域）	床面積一平方メートルにつき一万五千五百円	
告示第一項第一号ウに規定する天井等の断熱性を高める工事（1から8地域まで）	床面積一平方メートルにつき二千七百円	
告示第一項第一号エに規定する壁の断熱性を高める工事（1から8地域まで）	床面積一平方メートルにつき一万九千三百円	
告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性を高める工事（1、2及び3地域）	床面積一平方メートルにつき五千七百円	
告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性を高める工事（4、5、6及び7地域）	床面積一平方メートルにつき四千七百円	
告示第一項第一号アに規定する全ての居室の全ての窓の断熱性を高める工事のうち、サッシ及びガラスの交換（5、6及び7地域）	床面積一平方メートルにつき一万五千五百円	
告示第一項第一号ウに規定する天井等の断熱性を高める工事（1から8地域まで）	床面積一平方メートルにつき二千七百円	
告示第一項第一号エに規定する壁の断熱性を高める工事（1から8地域まで）	床面積一平方メートルにつき一万九千三百円	
告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性を高める工事（1、2及び3地域）	床面積一平方メートルにつき五千七百円	
告示第一項第一号オに規定する床等の断熱性を高める工事（4、5、6及び7地域）	床面積一平方メートルにつき四千七百円	